

核燃料物質使用変更許可申請について
(令04原機(サ保)075、令和4年8月30日申請)
プルセクター施設

令和4年11月9日
(第3回面談)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター

10/27の規制庁面談におけるコメントに係る補正案（Pu-2）

コメント

Pu-2の固体廃棄施設の増設について、保管廃棄するための十分な容量がある旨の記載を、変更許可申請書に記載すること。

補正案

保管廃棄するための十分な容量がある旨の記載箇所について、『添付書類1 22.廃棄施設
22.3 固体廃棄物の処理方法 (5) 保管廃棄施設に対する考慮 (Pu-2完本版)』に記載することとしたい。（詳細は、2頁参照。）

添付書類1への記載案

22.廃棄施設

22.1 気体廃棄物の処理方法

22.2 液体廃棄物の処理

22.3 固体廃棄物の処理方法

- (1) 固体廃棄物の区分
- (2) 固体廃棄物の処理
- (3) 大型機器の処理方法
- (4) 固体廃棄物の推定発生量
- (5) 保管廃棄施設に対する考慮

廃棄物容器に封入した固体廃棄物は、本施設の保管廃棄施設（固体廃棄物保管室（1）（C-140）、固体廃棄物保管室（2）（C-141）、固体廃棄物保管室（3）（F-104）、湿式室（1）（A-104））及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設で保管する。本施設の保管廃棄施設の保管能力は表 22-2 のとおりであり、保管廃棄に必要な容量を有する。

保管廃棄施設には、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じる。

表 22-2 保管廃棄施設の保管能力

<u>保管廃棄施設の名称</u>	<u>保管能力 （本）※1</u>	<u>保管するために 必要な面積※2</u>
<u>固体廃棄物保管室(1)</u>	<u>約 1 560</u>	<u>258 m² 以上</u>
<u>固体廃棄物保管室(2)</u>		
<u>固体廃棄物保管室(3)</u>	<u>約 1 584</u>	<u>224 m² 以上</u>
<u>湿式室(1)</u>		

※1：200 L ドラム缶換算

※2：保管するために必要な面積は廃棄物容器の段積み配置を考慮した面積であり、最大3段積みで保管する。

22.4 廃棄施設の標識